

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 4 月 18 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1800096号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900001号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月25日、平成22年12月24日及び平成23年12月22日は15万円、平成24年7月25日は10万円に訂正することが必要である。

平成21年12月25日、平成22年12月24日、平成23年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成21年12月25日、平成22年12月24日、平成23年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月25日
② 平成22年12月24日
③ 平成23年12月23日
④ 平成24年7月25日

A社から、請求期間①から④までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、請求期間①から④までの賞与額については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び④について、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、それぞれ、請求期間と同日と記録(厚生年金保険法第75条本文該当)されているところ、A社から提出された月別給与台帳(写)、年金事務所から提出された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(写)及び同社の回答により、請求者は、平成21年12月

25日及び平成22年12月24日においては15万円、平成24年7月25日においては10万円の標準賞与額に相当する賞与額の支払を受け、同社から提出された月別給与台帳（写）及び同社の回答により、平成21年12月25日については15万円、平成22年12月24日については16万5,000円、平成24年7月25日については10万円に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

2 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、請求期間と同日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、A社から提出された月別給与台帳（写）及び預金通帳（写）並びに同社の回答により、請求者は、平成23年12月22日において、15万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

3 一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年12月25日、平成22年12月24日、平成23年12月22日及び平成24年7月25日の標準賞与額については、上記月別給与台帳（写）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成21年12月25日、平成22年12月24日及び平成23年12月22日は15万円、平成24年7月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月25日、平成22年12月24日、平成23年12月22日及び平成24年7月25日に係る賞与について、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800097号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900002号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支給日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支給日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支給日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月25日
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年12月25日
⑤ 平成22年12月24日
⑥ 平成23年12月23日
⑦ 平成24年7月25日
⑧ 平成24年12月25日
⑨ 平成25年7月25日
⑩ 平成25年12月25日
⑪ 平成26年7月25日
⑫ 平成26年12月25日
⑬ 平成27年7月27日

A社から、請求期間①から⑬までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、請求期間①から⑬までの賞与額については、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑤まで及び請求期間⑨から⑫までについて、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、それぞれ、別表の第1欄に掲げる当該期間と同日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、A社から提出された月別給与台帳（写）、年金事務所から提出された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）及び同社の回答により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑤まで及び請求期間⑨から⑫までの賞与支給日において、それぞれ、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同社から提出された月別給与台帳（写）及び同社の回答により、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 2 請求期間⑥から⑧まで及び請求期間⑬について、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、それぞれ、別表の第1欄に掲げる当該期間と同日と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、A社から提出された月別給与台帳（写）、預金通帳（写）及び取引推移一覧表（写）並びに同社の回答により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥から⑧まで及び請求期間⑬の賞与支給日において、それぞれ、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 3 一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支給日に係る標準賞与額については、上記月別給与台帳（写）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。
なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支給日に係る賞与について、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支給日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	
①	平成19年12月25日	平成19年12月25日	4万円	4万円	4万円
②	平成20年7月25日	平成20年7月25日	10万円	10万円	10万円
③	平成20年12月25日	平成20年12月25日	13万円	12万7,000円	12万7,000円
④	平成21年12月25日	平成21年12月25日	10万円	10万円	10万円
⑤	平成22年12月24日	平成22年12月24日	10万円	10万円	10万円
⑥	平成23年12月23日	平成23年12月22日	14万円	14万円	14万円
⑦	平成24年7月25日	平成24年7月29日	12万円	12万円	12万円
⑧	平成24年12月25日	平成24年12月20日	15万円	14万7,000円	14万7,000円
⑨	平成25年7月25日	平成25年7月25日	13万円	12万8,000円	12万8,000円
⑩	平成25年12月25日	平成25年12月25日	16万円	16万円	16万円
⑪	平成26年7月25日	平成26年7月25日	18万円	12万5,000円	12万5,000円
⑫	平成26年12月25日	平成26年12月25日	16万円	16万円	16万円
⑬	平成27年7月27日	平成27年7月31日	18万円	17万7,000円	17万7,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800098号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900003号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支給日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支給日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支給日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年7月26日
③ 平成16年12月24日
④ 平成17年7月25日
⑤ 平成17年12月26日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年7月25日
⑨ 平成19年12月25日
⑩ 平成20年7月25日
⑪ 平成23年12月23日
⑫ 平成24年7月25日
⑬ 平成24年12月25日
⑭ 平成25年7月25日
⑮ 平成25年12月25日
⑯ 平成26年7月25日
⑰ 平成26年12月25日

⑱ 平成 27 年 7 月 27 日

A社から、請求期間①から⑱までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、請求期間①から⑱までの賞与額については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

請求期間の全てにおいて、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑱まで及び請求期間⑲から㉑までについて、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、それぞれ、別表の第 1 欄に掲げる当該期間と同日と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、A社から提出された賞与台帳（写）及び月別給与台帳（写）、年金事務所から提出された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）並びに同社の回答により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱まで及び請求期間⑲から㉑までの賞与支給日において、それぞれ、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同社から提出された賞与台帳（写）及び月別給与台帳（写）並びに同社の回答により、別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 2 請求期間⑲及び㉑について、オンライン記録によると、請求者のA社における賞与支払年月日は、それぞれ、別表の第 1 欄に掲げる当該期間と同日と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、A社から提出された賞与台帳（写）、月別給与台帳（写）、預金通帳（写）及び取引推移一覧表（写）並びに同社の回答により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間⑲及び請求期間㉑の賞与支給日において、それぞれ、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
- 3 一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支給日に係る標準賞与額については、上記の賞与台帳（写）及び月別給与台帳（写）において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。
なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支給日に係る賞与について、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支給日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	
①	平成15年12月25日	平成15年12月25日	20万6,000円	3万1,000円	3万1,000円
②	平成16年7月26日	平成16年7月26日	19万円	19万円	19万円
③	平成16年12月24日	平成16年12月24日	23万6,000円	3万4,000円	3万4,000円
④	平成17年7月25日	平成17年7月25日	19万6,000円	2万9,000円	2万9,000円
⑤	平成17年12月26日	平成17年12月26日	24万円	3万4,000円	3万4,000円
⑥	平成18年7月25日	平成18年7月25日	20万円	2万8,000円	2万8,000円
⑦	平成18年12月25日	平成18年12月25日	21万円	21万円	21万円
⑧	平成19年7月25日	平成19年7月25日	22万円	22万円	22万円
⑨	平成19年12月25日	平成19年12月25日	22万円	22万円	22万円
⑩	平成20年7月25日	平成20年7月25日	22万円	22万円	22万円
⑪	平成23年12月23日	平成23年12月22日	17万円	17万円	17万円
⑫	平成24年7月25日	平成24年7月25日	18万円	18万円	18万円
⑬	平成24年12月25日	平成24年12月25日	20万円	19万6,000円	19万6,000円
⑭	平成25年7月25日	平成25年7月25日	18万円	17万7,000円	17万7,000円
⑮	平成25年12月25日	平成25年12月25日	20万円	20万円	20万円
⑯	平成26年7月25日	平成26年7月25日	21万円	17万3,000円	17万3,000円
⑰	平成26年12月25日	平成26年12月25日	20万円	20万円	20万円
⑱	平成27年7月27日	平成27年7月31日	20万円	19万6,000円	19万6,000円